

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 150% 徴収時期 当該求職者の入社時 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 150% 徴収時期 当該求職者の入社時 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返戻金制度について

当社は、紹介した求職者が短期退職した場合に、受領した紹介手数料の一部を返戻する制度を個別に求人者との「人材紹介に関する基本契約書」において定めています。

なお、専ら求人者等の責めに帰すべき事由による退職、解雇等の場合、本制度は適用されません。

許可番号：26-ユ-300653

事業所の名称及び所在地： オムロン エキスパートエンジニアリング株式会社 本社
京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町 801 番地

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の150% 徴収時期 当該求職者の入社時 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の150% 徴収時期 当該求職者の入社時 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返戻金制度について

当社は、紹介した求職者が短期退職した場合に、受領した紹介手数料の一部を返戻する制度を個別に求人者との「人材紹介に関する基本契約書」において定めています。

なお、専ら求人者等の責めに帰すべき事由による退職、解雇等の場合、本制度は適用されません。

許可番号：26-ユ-300653

事業所の名称及び所在地：オムロン エキスパートエンジニアリング株式会社 品川オフィス
東京都港区港南 2-3-13 品川フロントビル 7F